

## 6 福祉人材確保対策の推進について

介護保険制度の実施や社会福祉法の施行など利用者本位の社会福祉制度を構築するための改革が進められ、福祉サービスの質の一層の向上が求められている中で、それを担う質の高い人材の養成確保は、ますます重要な課題となっている。

各都道府県市におかれては、引き続き質の高い福祉人材の養成確保について格段のご配意をお願いしたい。

### (1) 社会福祉士及び介護福祉士

#### ア 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設

##### (ア) 養成施設の指定

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設については、引き続き増加傾向にあり、平成16年4月開設予定のもの等も含めると、社会福祉士養成施設は41施設53課程（定員8,506名）、介護福祉士養成施設は388施設464課程（定員26,326名）となる。

各都道府県市におかれては、新規開設や定員増を予定する養成施設に対し、学生、実習施設及び卒業生の就職先の確保の見通し等について、適切な助言をお願いしたい。

また、養成施設における実習施設の確保について、引き続きご協力をお願いしたい。特に、介護福祉士養成施設については、居宅介護実習が必修化されており、実習先の確保に苦慮している状況がみられることから、特段のご配意をお願いしたい。

##### (参考)

###### 平成16年度における新設、課程増及び定員増の予定

###### ① 社会福祉士養成施設

新 設	1 施設	1 課程	定員	80人
課程増		4 課程	定員	230人
定員増			定員	80人

###### ② 介護福祉士養成施設

新 設	9 施設	9 課程	定員	395人
課程増		2 課程	定員	90人
定員増			定員	100人

#### (イ) 養成施設の新規開設課程の指定に関する事務の移管

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の指定及び監督に関する事務のうち、新規開設課程の指定及び職権による指定の取消し以外の事務については、平成13年1月から地方厚生局において行っているところであるが、より一層の事務の効率化及び合理化等を図る観点から、新規開設課程の指定に関する事務についても、平成16年4月1日より地方厚生局に移管することとしているので、ご了知願いたい。

#### (ウ) 養成施設に対する指導の徹底

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設は、国家資格の有資格者を養成するものであり、常に質の高い教育を行うことが特に求められるものであるが、近年、養成施設の中には、

- ① 専任教員の数が不足している
- ② 教員要件を満たしていない教員がいる
- ③ 定員を遵守していない
- ④ 実習施設の変更等の必要な事務手続きを行っていない

等、不適切なものが散見される。

こうした養成施設に対しては、各地方厚生局において、各都道府県の関係部局との連携も図りながら厳しく指導することとしており、悪質な養成施設については指定取消しの処分も検討することとしている。また、平成16年4月より新規開設課程の指定に関する業務の移管にあわせ、地方厚生局の養成施設に対する指導体制の強化を検討していくこととしているので、ご了知願いたい。

また、養成施設の設置者には、「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」（昭和62年厚生省令第50号）により、年度当初に前年度の事業実績等の報告が義務づけられているが、提出期限を厳守しない等の養成施設が散見されるところである。本報告は養成施設における教育の質を確保、維持していく上で極めて重要なものであり、本報告により不適切な養成施設が発見された場合等には、各地方厚生局及び学校法人を所管している各都道府県の学事担当課と連携を図りながら、適正な指導を行うこととしているので、各都道府県市の民生部局におかれてもご了知願いたい。

## イ 社会福祉士及び介護福祉士の国家試験

### (ア) 国家試験の実施

社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の実施に当たっては、試験地の都道府県には、会場や要員の確保などの面で多大なるご協力をいただき、改めて感謝申し上げる。

両国家試験の受験者数が増加する中、試験の実施主体である財団法人社会福祉振興・試験センターにおいては、試験地の都道府県の負担を軽減するため、試験業務の合理化に努めているところである。

厚生労働省としては、福祉サービスの質の向上等を図るために資格取得を促進し、質の高い福祉人材を養成確保することは極めて重要な施策であると考えているので、試験地の都道府県におかれでは、両国家試験の実施について、引き続き格段のご協力をお願いしたい。

#### (参考)

##### 第16回社会福祉士及び介護福祉士国家試験の概要

###### ① 社会福祉士国家試験

- ・ 試験日 平成16年1月25日（日）
- ・ 試験地 12都道府県14会場  
(北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)
- ・ 受験者数 37,657人（対前年12.6%増）

###### ② 介護福祉士国家試験

- ・ 試験日 筆記 平成16年1月25日（日）  
実技 平成16年3月 7日（日）
- ・ 試験地 筆記 12都道府県35会場  
(北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)  
実技 12都道府県25会場
- ・ 受験者数（筆記） 81,008人（対前年20.3%増）

※ 合格発表は、両試験とも平成16年3月31日（水）

厚生労働省及び財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、同センターのホームページ (<http://www.sssc.or.jp/>) 上に合格者の受験番号を掲載する。

### (イ) 介護技術講習会の導入の検討

介護福祉士の質の向上を図ることを目的に、「介護福祉士試験の在り方等介護

福祉士の質の向上に関する検討会」を設置し、介護福祉士国家試験を受験しようとする者を対象とした介護技術講習会を開催し、同講習会を修了した者には実技試験を免除する制度を第18回試験（平成18年1月実施）以降導入することにつき検討を行っているので、ご了知願いたい。

#### ウ 信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士の把握について

刑法違反等の信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士に対しては、厚生労働省において、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき、登録の取消し等、厳正な処分を行うこととしている。

については、広く全国的な情報を収集する必要があることから、当課としても、各地方厚生局と連携を図りながら情報を収集しているところであるが、各都道府県市におかれても、報道等により信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士を把握したときは、速やかに当課福祉人材確保対策室に連絡をお願いしたい。

#### エ 社団法人日本社会福祉士会及び社団法人日本介護福祉士会に対する支援について

##### （ア）各種研修事業についての支援

社会福祉士及び介護福祉士の質の向上を図るためにには、継続研修の実施が不可欠であるが、社団法人日本社会福祉士会及び社団法人日本介護福祉士会は、その中核的な職能団体として、社会福祉士及び介護福祉士に対し各種研修事業を実施しているところである。

各都道府県市におかれては、両会が行う研修事業が円滑に行われるよう、今後ともご協力をお願いしたい。

##### （イ）社会福祉士の活用

社会福祉士の活動は、近年、ますます広がってきており、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定に携わる専門職及び地域福祉権利擁護事業の実施に携わる職員の要件の一つとされているところである。

各都道府県市におかれては、ご了知の上、必要に応じその活用をお願いしたい。

## (2) 社会福祉主事

### ア 社会福祉主事養成機関等

社会福祉主事養成機関については、平成16年4月開設予定のもの等も含めると85機関107課程（定員11,681人）となる。

各都道府県市におかれては、新規開設や定員増を予定する養成機関に対し、学生、実習施設及び卒業生の就職先の確保の見通し等について、適切な助言をお願いしたい。

また、社会福祉主事養成機関における実習施設の確保について、引き続きご協力をお願いしたい。

### イ 社会福祉主事の活用方策等

社会福祉主事の活用方策等については、平成14年10月30日に地方分権改革推進会議がまとめた「事務・事業の在り方に関する意見」において、「社会福祉主事について、より一層の活用を図るための方策について規定の在り方を含めて検討を行い、平成14年度を目途に結論を得て、平成15年度を目途に措置する」と提言されている。

これを受け、平成15年1月に社会福祉主事任用資格現況調査を行うとともに、社会福祉主事の活用方策等について検討を行い、社会福祉主事の配置の在り方及びその活用等について通知によりお示ししているので、ご配慮願いたい。

#### 《参考通知》

- ・「社会福祉主事の活用方策等について」（平成15年6月10日社援総発第0610001号、社援基発第0610001号）

### ウ 三科目主事の資質の向上

前記通知においてもお示ししているが、社会福祉主事全体の資質の向上を図るためにには、いわゆる三科目主事の資質の向上を図ることが必要であることから、各都道府県市におかれては、三科目主事の研修課程の指針を参考とし、研修の積極的な実施に努められたい。

#### 《参考通知（三科目主事の研修課程の指針）》

- ・「社会福祉主事の資格に関する指定科目履修者の資質の向上について」（平成12年9月13日社援発第2075号）

### (3) 社会福祉事業従事者等に対する研修の充実

#### ア 研修の積極的活用

地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とした社会福祉研修については、平成16年度においても、国立保健医療科学院及び中央福祉学院において実施することとしている。

平成16年度においては、より受講し易くなるよう内容の改善を図ることとしており、本研修の積極的な活用について、一層のご配慮をお願いしたい。

#### イ 社会福祉事業従事者の研修の在り方の検討

社会福祉事業従事者に対する研修全般について、社会福祉基礎構造改革等を踏まえた内容となるよう見直しを図るため検討会を設置し、研修の在り方、体系化等につき検討を行うこととしているので、各都道府県市におかれましては検討等に対してご協力をお願いしたい。

### (4) 都道府県福祉人材センター運営事業の推進

#### ア インターネット職業紹介システムの活用

中央福祉人材センターにおいて、求職者等の利便性の向上を図るため、現在、来所による手続きを行うことになっている求人・求職の申し込み（登録）について、自宅や事業所等からインターネット（電子メール）により登録し、紹介を受けることを可能にするインターネット職業紹介システムを開発したところであり、本年3月23日から稼働を開始することとしている。

については、各都道府県人材センター及び福祉人材バンクにおいて、本システムの積極的な活用及び利用者への周知をお願いしたい。

#### イ 都道府県福祉人材センター運営事業の推進

都道府県福祉人材センター運営事業については、事業の重点的・効率的な実施を図る観点から、いわゆる基礎事業分については「介護予防・地域支え合い事業（高齢者介護予防支援事業）」により、また、特別推進事業分については「福祉人材確保推進事業」により予算化しているところである。

平成16年度においては、本事業の推進を図るため、各都道府県と福祉人材センターのより一層の連携を図るとともに、紹介予定派遣事業など、地域の実情に応じた取り組みの推進に努められたい。

#### (5) 福利厚生センター事業の推進

中小規模の事業者が多い社会福祉事業の中で魅力ある職場づくりを進めるためにはとりわけ福利厚生の充実が必要であることから、各都道府県市におかれても、福利厚生センター事業の周知について、引き続きご協力をお願いしたい。

(参考) 平成15年度における事業の拡大

- ・ 生活習慣病予防健診の助成範囲の拡大
- ・ パソコン講習会の開催（新規事業）等

#### (6) 日本社会事業大学専門職大学院の設置

国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化に対応するためには、質の高い人材の養成確保が必要であることから、従来より指導的・社会福祉事業従事者の養成を委託してきた日本社会事業大学に、平成16年4月から福祉マネジメントに関する専門職大学院を設置し、幅広い視野及び高度な知識・技術を持った福祉専門職業人を養成することとしている。

(参考) 日本社会事業大学専門職大学院の概要

- ・ 名 称 福祉マネジメント研究科（専門職大学院）
- ・ 修業年限 1年（昼間）
- ・ 定 員 80名（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース各40名）
- ・ 受験資格 4年制大学を卒業し、かつ3年以上の実務経験を有する者（地方自治体での勤務含む。）。ただし、推薦入試については社会福祉領域の実務経験に限る。
- ・ 学 位 福祉マネジメント修士（専門職修士）